

内閣参質一九二第七七号

平成二十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員小西洋之君提出内閣法制局作成「憲法関係答弁例集」(第九条・憲法解釈関係)に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出内閣法制局作成「憲法関係答弁例集」（第九条・憲法解釈関係）に関する  
質問に対する答弁書

一及び二について

「憲法関係答弁例集（第九条・憲法解釈関係）」は、内閣法制局において、その執務の参考に供するた  
め、憲法に関連する閣議決定や国会答弁等で参考となるものを取りまとめて執務資料としたものであり、  
これに相当する従前の「憲法関係答弁例集」と題する執務資料に代わるものである。

三及び四について

「憲法関係答弁例集（第九条・憲法解釈関係）」の作成は、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二  
百五十二号）第三条第三号に規定する意見事務等に資するための同条の事務である。

五及び六について

お尋ねの「当該答弁例集の作成及び配布等に要した全ての費用」を算定することは困難であるが、「憲  
法関係答弁例集（第九条・憲法解釈関係）」の印刷製本費として、平成二十八年度一般会計予算の（組織）

内閣法制局（項）内閣法制局（事項）法令案の審査等に必要な経費から、平成二十八年十月三十一日に六

十一万五千六百円を、同年十一月十四日に七十一万二千八百円を支出しており、その合計は百三十二万八千四百円である。